

## 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

我が国の子供の貧困率（平均的な所得の半分に届かない世帯にいる18歳未満の割合）は13.9%と言われ、子供全体の7人に1人が貧困にあるという厳しい実態が続いている。

子供の貧困の広がりに対し、全ての子供の健やかな育ちを保障する重要な施策が、各自治体を実施する子供医療費助成である。子供医療費助成は、1961年、岩手県沢内村の「ゼロ歳児医療費無料化」に始まり、現在は全ての都道府県、市町村において実施されるに至っている。全国的には、市町村において入院、通院ともに中学生までの医療費を助成する自治体の割合が最も多く、高知県内でもほとんどの市町村が、入院、通院ともに中学校卒業までの医療費助成を行っている。しかし、まだこの施策が実現していない自治体もあり、子供がどこに暮らしているかによって、安心して医療を受けられるかどうか格差が生じている。

また、国は地方が単独で行っているこの医療費助成制度について、自己負担の減額を行うことによって医療費の増大につながっているとし、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を行ってきたが、地方が要望を重ねた結果、2018年4月に未就学児の医療費助成分に限り、これが廃止された。しかし、上でも述べたように、中学校卒業までの医療費助成を行っている自治体が多数であり、少子化対策にも逆行することからも、この減額調整措置は就学後についても全廃することが求められている。

全国知事会も、昨年5月「少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言」において、「全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設」、また「子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らず全て廃止」することを国に求めている。経済的な理由によらず等しく医療を受けられる権利は、全国どこに住んでいる子供であっても、当然に保障されなければならない。

よって、国におかれては、子供の命と健康を守り健やかな育ちを保障するために、次の施策を実現することを強く要望する。

- 1 子供の医療を受ける権利を全国どこでも等しく保障するために、国の制度として全ての子供を対象にした医療費助成制度を早期に実現すること。
- 2 子供医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置は全廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土 森 正 典

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 様